

令和元年度茨木市一般廃棄物処理実施計画

茨 木 市

ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画区域

茨木市全域

(2) 計画期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和 2 年（2020 年）3 月 31 日

2 平成 30 年度ごみ処理実績見込量及び令和元年度ごみ処理計画量

(1) ごみ処理実績見込量

平成 30 年度の茨木市のごみ処理見込量は以下のとおりです。

分別区分			実績見込(単位：トン)
家庭系ごみ	普通ごみ		43, 829. 76
	粗大ごみ		5, 411. 72
	(小計)		49, 241. 48
	資源物	缶	345. 85
		びん	1, 399. 82
		ペットボトル	715. 42
		古紙	958. 43
		古布	151. 81
		小型家電	12. 84
		水銀使用製品	2. 10
		(小計)	3, 586. 27
		集団回収	8, 420. 40
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	32, 096. 85
		自己搬入	15, 625. 39
		(小計)	47, 722. 24
その他資源化物			457. 84
(合計)			109, 428. 23
(うち資源物回収量合計)			12, 464. 51

(2) ごみ処理計画量

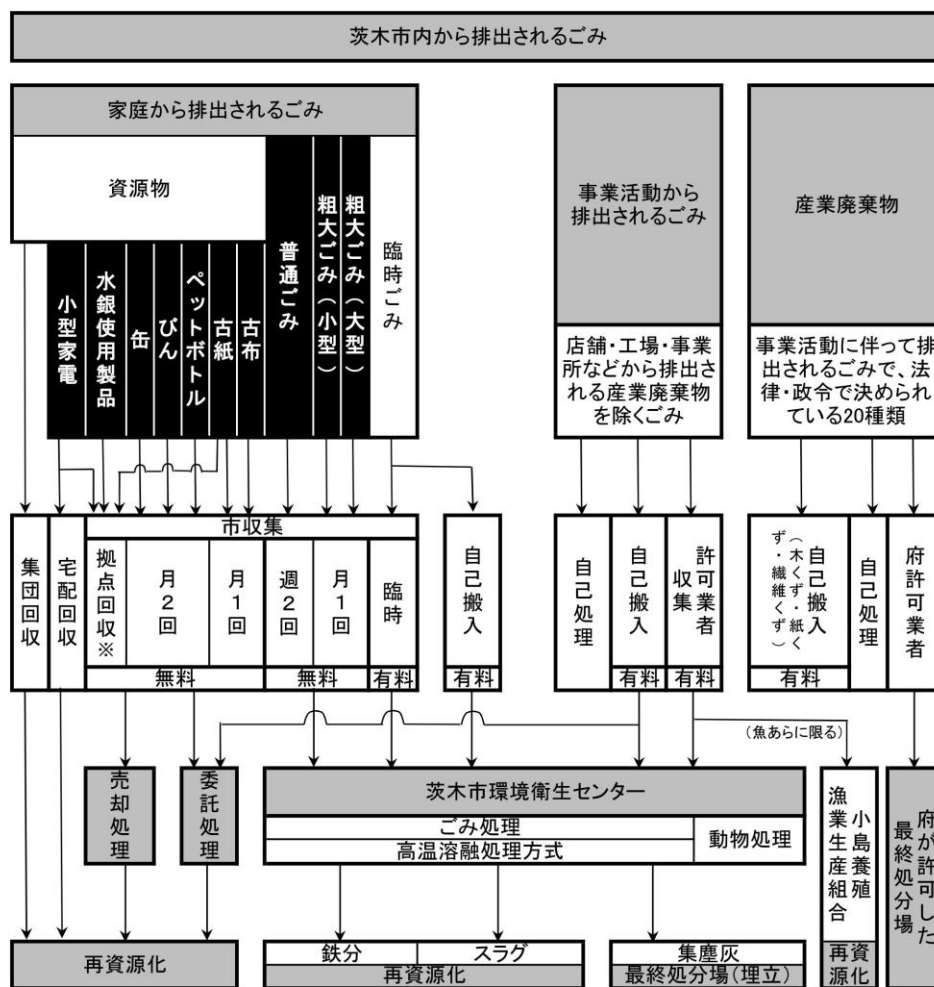
令和元年度の茨木市のごみ処理計画量は以下のとおりです。

分別区分			計画量(単位：トン)
家庭系ごみ	普通ごみ		38,676.00
	粗大ごみ		5,372.00
	(小計)		44,048.00
	資源物	缶	331.00
		びん	1,531.00
		ペットボトル	610.00
		古紙	1,051.00
		古布	82.00
		小型家電	17.90
		水銀使用製品	3.00
		(小計)	3,625.90
		集団回収	11,367.00
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	30,928.00
		自己搬入	15,659.00
		(小計)	46,587.00
その他資源化物			224.00
(合計)			105,851.90
(うち資源物回収量合計)			15,216.90

3 令和元年度一般廃棄物処理計画

(1) ごみ処理の基本体系

令和元年度の茨木市のごみ処理は次の体系を基本として行います。



※古紙は原則週1回、小型家電・水銀使用製品は回収量に応じ随時回収を実施する。

の分別区分については、次ページ以降に排出方法を記載しています。

(2) 家庭系ごみの分別区分・排出方法

令和元年度の茨木市の家庭系ごみの分別区分・排出方法は以下のとおりです。

ごみ	
分別区分	排出方法
普通ごみ	・大きさが約 30 cm未満のもの ・中身の見える 45ℓまでの透明袋で出すこと ・1回につき1家庭3袋まで
粗大ごみ (小型)	・大きさが 30 cm以上 1 m未満のもの ・1回につき1家庭3点まで
粗大ごみ (大型)	・大きさが 1 m以上のもの (ただし、一辺のいずれかは 1 m未満) ・1回につき1家庭3点まで
具体例	注意点
台所ごみ(生ごみ)	・よく水切りをする
プラスチック類	・プラスチック製容器は、できる限り店頭回収等により再資源化を図る ・大型のプラスチック類は、できるだけ分解する
割れたガラス類・陶器類	・割れたガラス類や陶器類は、紙に包んで「ガラス」や「陶器」と表示する
照明類	・割れないように紙で包むか、購入時の箱などに入れ「照明」と表示する
草・落葉	・土を払うこと
スプレー缶 カセットボンベ	・十分に使い切ってから穴を開け、「穴あけ済み」と表示する
刃物	・紙に包み「刃物」と表示する
発泡スチロール	・大きいものは小さく割る ・食品トレイは、スーパーの店頭回収へ出す
リサイクルできない紙くず	・ティッシュペーパー、油紙、感熱紙、写真、カーボン紙、紙おむつ等 ・紙おむつは汚物を取り除く
古布に出せない衣類・布類	・ビニール製・わた・羽毛のもの、油等で汚れたもの等
家庭電化製品	・ガスレンジ・石油ストーブは、電池がついているものは必ず外す ・石油ストーブ・石油ファンヒーターは必ず灯油を抜く
布団・絨毯・カーペット	・紐等で結束する
剪定した枝幹	・長さ 1m未満、直径 15 cm以下に切り、紐で結束する
大型の家具類	・できるだけ分解する
自転車	・「ごみ」と貼り紙をする

資 源 物

分別区分	排出方法
缶	・ 飲食物の缶 ・ 中身の見える 450までの透明袋で出すこと
具体例	注意点
飲食物の缶	・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ 飲料、食料品、飲み薬以外の缶は普通ごみへ出す ・ スプレー缶や携帯カセットボンベ缶などは中身を充分に使い切ってから穴を開けて普通ごみへ出す

分別区分	排出方法
びん	・ 飲食物のびん及び化粧品のびん ・ 中身の見える 450までの透明袋又はびん回収箱で出すこと (びん回収箱使用時は袋に入れない)
具体例	注意点
飲食物のびん	・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ ラベルはできる範囲ではがす ・ リターナブルびん(牛乳・ビール・清酒)は購入店へ返却する ・ ガラスコップ、板ガラス、耐熱ガラス製品は普通ごみまたは粗大ごみへ出す
化粧品のびん	・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ ラベルはできる範囲ではがす

分別区分	排出方法
ペットボトル	・ 中身の見える 450までの透明袋で出すこと
具体例	注意点
ペットボトル	・ 「PET」マークの付いたもの ・ 「プラ」マークの付いたものは普通ごみへ出す ・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ キャップとラベルは普通ごみに出す

分別区分	排出方法
古紙	・ 種類別に紐等で結束して出すこと
具体例	注意点
新聞	・ 折込チラシは新聞と一緒に出す
雑誌・雑がみ	・ 各種パンフレット、カタログ、書籍、紙袋、各種紙箱、小さな菓子箱などの紙箱、OA用紙は雑誌と一緒に出す ・ 箱は開いて出す
段ボール	・ 開いてたたむ(段ボールを段ボールにつめて出さない)
牛乳パック	・ 水洗いの後、切り開いて、乾かし、紐で結束してから市内にある市公共施設(市役所本庁、環境衛生センター、北辰出張所、各公民館等)の拠点回収箱に出す ・ 内側が銀色や茶色のものは普通ごみへ出す

分別区分	排出方法
古布	・ 中身の見える 45ℓまでの透明袋で出すこと
具体例	注意点
衣類・布類	・ きれいな状態のものを出す(タンスにしまえる状態が目安) ・ 雑巾、ビニール製・わた・羽毛のもの、電気毛布、座布団、布団・枕、カーペット、足拭きマット、油等で汚れたものは普通ごみまたは粗大ごみへ出す

分別区分	排出方法
小型家電	・ 宅配回収または拠点回収に出すこと (宅配回収及び拠点回収ともに利用が難しい場合は、ごみとして普通ごみまたは粗大ごみに出すことも可能。ただし、パソコンを除く)
具体例	注意点
携帯電話・カメラ・オーディオ機器	・ 拠点回収を利用する場合は、回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る大きさのものに限り、箱や袋には入れず、本体のみを出す ・ 個人情報は必ず消去してから出す
パソコン	・ 拠点回収を利用する場合は、回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る大きさのものに限り、箱や袋には入れず、本体のみを出す ・ 個人情報は必ず消去してから出す ・ 宅配回収及び拠点回収ともに利用が難しい場合は、メーカーに電話で回収の申込みをする

分別区分	排出方法
水銀使用製品	・ 拠点回収に出すこと (ただし、拠点回収の利用が難しい場合は、ごみとして普通ごみまたは粗大ごみに出すことも可能)
具体例	注意点
蛍光管・電池・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計	・ 蛍光管は、購入時の箱などに入れて出す ・ 割れた水銀使用製品は、ごみとして普通ごみまたは粗大ごみに出す

4 ごみの減量・再資源化計画

(1) 基本方針「各主体の協働による減量化を推進」の達成に向けて

取組1-1 家庭系ごみの減量化の推進

☐ 市民に対する情報提供の充実 **重点施策**

ごみ質調査の結果、普通ごみの中に資源化できる物が混ざっていることから、ホームページや広報紙・分別アプリ以外にも認知されやすい周知・啓発方法を検討します。

□ 環境教育・学習の充実

ごみの減量・再資源化に関する市民意識を醸成するため、出前講座や「いばらき環境フェア」におけるイベントなど市が提供するごみに関する学習機会の充実を図り、参加者の拡大を図ります。また、3Rの考え方に親しんでもらい行動を促すため、小学校に配布している副読本の内容の充実を図ります。

□ 生ごみの減量化の促進

生ごみ堆肥の利用メリットやごみ減量効果などについて周知・啓発をするとともに、生ごみ処理容器等設置補助制度の利用促進・ダンボールコンポストの普及啓発に取り組むなど、家庭系普通ごみに含まれる生ごみの減量化に積極的に取り組んでいきます。

また、生ごみの中には、まだ食べられる食品が多く含まれていることから、食品ロス対策のリーフレットを配布し、家庭でできる食品ロス対策について市民に周知するとともに、フードドライブを実施し、ごみの減量につなげていきます。

□ プラスチックごみの減量化の促進

「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づき、マイバッグ持参を促進し、レジ袋削減を推進します。また、プラスチックを多く含む小型家電の拠点回収や宅配回収を通じ、リサイクルを推進することでプラスチックごみの減量につなげていきます。

取組1－2 事業系ごみの減量化の推進

□ 事業所への指導の強化 **重点施策**

適宜、事業所訪問を実施し、実効性のある啓発・指導を行います。

□ 事業者に対する情報提供の充実

業種ごとの取組方法や取組のメリットなどの情報提供に努めます。

□ 生ごみの減量化の促進

飲食系事業所に対して、食品ロス対策リーフレットを配布するなど、食品ロス削減の取組を積極的に働きかけていきます。

□ プラスチックごみの減量化の促進

「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の締結事業者を他のスーパー、コンビニ等にも拡大し、レジ袋削減を推進します。

取組1－3 資源物分別の推進

□ 環境衛生センターにおける搬入物検査 **重点施策**

事業系一般廃棄物における一般廃棄物と産業廃棄物の違いの認識が低いことから、環境衛生センターにおいて搬入物の展開検査の効率的な運用を実施し、不適正なごみの混入を防止します。

□ ごみ出しルールの周知・啓発

若い世代や高齢者に対してもわかりやすい方法により、ごみ出しルールを周知・啓発します。また、外国人に対しても英語・中国語・韓国語のリーフレットを用いて、ごみの分け方・出し方に関する情報を効果的に周知・啓発します。

□ 共同住宅などへの指導

単身者向け共同住宅では、一般向け共同住宅や一戸建て住宅に比べてごみ分別や排出ルールが守られない状況があることから、管理会社、所有者、居住者に対してごみの管理徹底、資源物の分別について指導します。

□ 適正処理困難物に関する情報提供

環境衛生センターで処理できないごみ（適正処理困難物）について、適正な処理ルートの把握と、市民・事業者への情報提供を継続します。

（２）基本方針「循環型社会での総合的な再資源化を推進」の達成に向けて

取組２－１ 家庭系ごみの再資源化の推進

□ 新たな分別品目の検討 **重点施策**

現在分別していない資源物について、費用対効果を踏まえながら新たな分別・資源化の可能性について検討します。検討にあたっては、行政収集、拠点回収、集団回収、店頭回収など民間活用を含めた多様な視点を考慮します。

□ 市民啓発の推進

ホームページ及び広報紙、分別アプリのほか、新たな方法による市民・事業者への啓発、廃棄物減量等推進員による地域への啓発、再生資源集団回収報奨金制度により、３Ｒを推進します。

□ 古紙、古布の再資源化の推進

資源化可能な紙類の分別・資源化に積極的に取り組みます。

古紙や古布はできるだけ地域の集団回収に出してもらえよう、再生資源集団回収報奨金制度の周知を徹底し、報奨金支給団体数及び資源物回収量の増加を図ります。また、リサイクルされずにごみとして多く排出される傾向がある雑がみについて、雑がみ分別用ちらしや雑がみ保管袋を作成し、雑がみのリサイクルを積極的に推進します。

□ 小型家電の資源化に関する検討

小型家電の再資源化について、更なる回収量の増大を図るため、平成 30 年（2018 年）10 月に拡大した回収拠点を活かし、ホームページや広報誌で拠点回収及び宅配回収による再資源化を積極的に周知・啓発します。

□ プラスチック類の再資源化の検討

スーパーマーケットの店頭回収等を利用したリサイクルの取組が促進されるようなアプローチを検討するなど、国の動向を注視しながら、資源化可能なプラスチック類の分別・資源化に適正に対応していきます。

取組 2 - 2 事業系ごみの再資源化の推進

□ 資源化方法やルートの情報提供 **重点施策**

事業系ごみに含まれる減量・再資源化可能物の資源化の方法や回収ルートなどの情報提供に努めます。

□ 小規模事業者への周知・啓発

特に小規模事業者において、処理責任や事業系一般廃棄物と産業廃棄物に関する認識が低いことから、小規模事業者への周知・啓発に重点的に取り組みます。

□ 食品廃棄物の資源化の推進

魚あらについて、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本市が搬入先と認めた施設（小島養殖漁業生産組合）において資源化を図ります。

（３）基本方針「適正排出と適正処理を推進」の達成に向けて

取組 3 - 1 効果的なごみ処理の推進

□ 排出困難者への対応（スマイル収集の対象拡大の検討）

「スマイル収集」（戸別訪問による玄関先収集）について、対象の拡大など適正規模への見直しを検討します。

□ 廃棄物減量等推進員制度の活動拡大

廃棄物減量等推進員の知識を深めるため、研修会を拡充し、積極的な活動の展開を図ります。また、廃棄物減量等推進員によるごみ減量の取組をすすめます。

□ 家庭系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

今後のごみ排出量の推移を見極め、近隣市の状況を調査し、住民サービスの維持を踏まえたうえで、家庭系ごみ処理の費用負担のあり方について検討します。

□ 事業系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

今後の事業系ごみ排出量の推移を見極め、必要に応じてインセンティブを働かせるアプローチを検討するとともに、適正な処理料金のあり方について検討します。

取組 3 - 2 ごみ処理施設の適正な運用

□ ごみ処理施設整備の計画的推進 **重点施策**

ごみ処理施設の整備について、平成30年度に策定した長寿命化総合計画に基

づき、基幹的設備改良工事に係る発注仕様書を作成し、環境衛生センター第1工場建屋劣化状況調査を実施します。

□ 広域処理の検討

ごみ処理の広域化に向けて、摂津市との基本合意に基づき、連携協約や事務委託についての課題を整理し、協議します。

また、北摂7市3町による相互支援についての基本協定に基づき、災害発生時等におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保します。

5 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、再資源化及び適正処理を推進します。

(1) 基本的な事項

取組 1 分別の徹底

市民に対して、「ごみの分け方と出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため、透明袋の使用を継続します。また、収集日や分別が守られていない場合、警告ステッカーを貼付し、積み置きするなどして啓発し、分別の徹底を図ります。分別排出されたごみについては、再資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組 2 収集・運搬主体

家庭系ごみは、直営及び民間に委託して収集を行います。

(2) 家庭系ごみの収集・運搬

取組 1 収集形態の検討

より効率的な収集業務を実施するため、平成 29 年（2017 年）10 月に収集区域等を見直し、引き続き今年度も、現行の家庭系ごみの分別区分、収集方法、収集回数、収集体制を継続します。

取組 2 排出困難者への対応

「スマイル収集」（戸別訪問による玄関先収集）について、利用希望者の要望・実態を把握しながら、対象の拡大などを検討します。

(3) 事業系ごみの収集・運搬計画

排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らの責任において再資源化及び処理・処分を行うことを原則とします。

(4) 収集・運搬体制

分別区分			収集体制	収集方法	収集回数
家庭系ごみ	普通ごみ		直営及び委託	ステーション方式	週2回
	粗大ごみ	小型	直営及び委託	ステーション方式	月1回
		大型	直営及び委託	ステーション方式	月1回
	臨時ごみ		直営	申し込み制 自己搬入	随時
	資源物	缶	直営	ステーション方式	月2回
		びん	直営	ステーション方式	月2回
		ペットボトル	直営	ステーション方式	月2回
		古紙	直営	ステーション方式	月1回
				拠点回収※	週1回
		雑誌・雑がみ	直営	ステーション方式	月1回
				拠点回収※	週1回
		段ボール	直営	ステーション方式	月1回
				拠点回収※	週1回
		牛乳パック	直営	拠点回収※	週1回
	古布		直営	ステーション方式	月1回
	小型家電		直営 民間事業者	拠点回収※ 宅配回収	随時 随時
	水銀使用製品		直営	拠点回収※	随時
	その他	動物の死体	直営	申し込み制 自己搬入	随時
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	許可業者	—	—
		自己搬入	—	自己搬入	—
		実験動物	限定許可業者	—	—
		動物性残渣物	限定許可業者	—	—
	産廃	木くず・紙くず・繊維くず	—	自己搬入	—

※古紙・小型家電・水銀使用製品の拠点回収の場所については下表のとおり

品 目	拠点場所
古紙	市役所本館（牛乳パックのみ）、環境事業課（環境衛生センター）、北辰出張所、公民館（茨木・春日・春日丘・三島・中条・玉櫛・安威・玉島・大池・太田・太田分室・天王・郡山・沢池・山手台・耳原・白川・東奈良・西）、図書館（中央・水尾・穂積・中条）、体育館（市民体育館・福井市民体育館）、障害福祉センター ハートフル、男女共生センター ローズWAM、生涯学習センター きらめき、福井多世代交流センター、高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき、西河原多世代交流センター、沢池多世代交流センター、南茨木多世代交流センター、いのち・愛・ゆめセンター（豊川・沢良宜・総持寺）、クリエイトセンター、保健医療センター
小型家電・水銀使用製品	生涯学習センター きらめき、中条図書館、庄栄図書館、水尾図書館、福井多世代交流センター、沢池多世代交流センター、茨木市役所

6 中間処理計画

普通ごみ・粗大ごみについては、環境衛生センターで熔融処理し、資源物については一度、環境衛生センターへ搬入・ストックした後、民間業者により再資源化します。

取組 1 適正処理の推進

ごみの減量・再資源化を推進したうえで、かつ排出されるごみについて熔融処理を行い、ごみの減容化及びスラグ等の再資源化を図ります。

取組 2 適切な運転・維持管理

環境衛生センターについて、十分な点検・補修期間を確保し、適切な運転・維持管理を行います。

取組 3 環境衛生センターごみ処理施設整備の計画的推進

ごみ処理施設の整備について、一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良工事に係る発注仕様書を作成し、環境衛生センター第1工場建屋劣化状況調査を実施します。

取組 4 広域処理の検討

ごみ処理の広域化について、摂津市と基本合意書に調印しました。連携協約や事務委託に向けて課題を整理し、協議します。

中間処理施設の概要

施設区分等	項 目	概 要	
高 温 溶 融 炉	工 場 区 分	第1工場	第2工場
	処 理 方 式	全連続高温熔融炉	全連続高温熔融炉
	処 理 能 力	150 t / 日 (150 t / 24h × 1 炉)	300 t / 日 (150 t / 24h × 2 炉)
	工 期	平成8年(1996年)9月着工 平成11年(1999年)3月竣工	平成5年(1993年)6月着工 平成8年(1996年)3月竣工
	排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式、触媒方式	
	受入供給設備	ピットアンドクレーン	
	余熱利用設備	蒸気タービン発電による環境衛生センター内での電力利用及び隣接するし尿処理施設への電力供給、電力会社への売電。蒸気による給湯、暖房。	
	熔融物処理設備	水砕・磁選・ホッパ方式	
特殊焼却設備 (犬猫死体焼却炉)	型 式	回分式焼却炉	
	処 理 能 力	40 k g / h × 1 基、30 k g / h × 1 基	
備 考	所 在 地	茨木市東野々宮町14番1号	
	開 館 時 間	管理棟事務所業務時間：8：45～17：15 臨時ごみの搬入受け入れ時間：13：00～16：00 動物の死体処理の受付：9：00～15：00（収骨の場合は14：00）	
	休 館 日	土・日曜日、祝日、年末年始 （ただし、動物の死体処理については土曜日と祝日は計量所、日曜日は守衛室にて受付）	

中間処理体制

分別区分			主体	中間処理施設	概要
家庭系ごみ	普通ごみ		市	環境衛生センター	熔融処理
	粗大ごみ	小型	市	環境衛生センター	熔融処理
		大型	市	環境衛生センター	熔融処理
	臨時ごみ		市	環境衛生センター	熔融処理
	資源物	缶	民間事業者	民間施設	民間業者に売却し、再資源化
		びん	民間事業者	民間施設	民間業者で処理し、再資源化
		ペットボトル	民間事業者	民間施設	民間業者に売却し、再資源化
		古紙	新聞	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
			雑誌・雑がみ	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
			段ボール	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
			牛乳パック	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
		古布	民間事業者	民間施設	民間業者に売却し、再資源化
		小型家電※	民間事業者	民間施設	民間業者に売却し、再資源化
		水銀使用製品	民間事業者	民間施設	民間業者で処理し、再資源化
	その他	動物の死体	市	環境衛生センター	焼却・熔融処理
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	市	環境衛生センター	熔融処理
		自己搬入	市	環境衛生センター	熔融処理
		実験動物	民間事業者	民間施設	—
		動物性残渣物	民間事業者	民間施設	—
	産廃	木くず・紙くず・繊維くず	市	環境衛生センター	熔融処理
その他資源物			民間事業者	民間施設	—

※小型家電の宅配回収については、直接民間事業者が回収し再資源化

7 最終処分計画

残渣類については、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）で最終処分を行います。また、令和元年度の最終処分量は5,027 tとします。

取組 1 埋立量の減容

中間処理過程で発生する処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）で埋立処分しており、本市では、最終処分場を所有していません。今後も大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）への処分委託を継続していくこととし、ごみの減量・再資源化に努め、最終処分量を減容していくことにより、最終処分が安定的、経済的に行えるよう努めます。

取組 2 広域処分の継続

今後も本市では、最終処分場を持つ計画はなく、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）への処分委託を継続します。

最終処分場(神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場)の概要

区分	内容	
名称	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
所在地	神戸市東灘区向洋町地先	大阪市此花区北港緑地地先
所管	大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪湾広域臨海環境整備センター
処分場面積	88ha	95ha
区画	管理型	管理型
埋立容量	1,500 万 m ³	1,400 万 m ³

最終処分計画（t）

溶融処理量	溶融残渣量	溶融残渣量内訳		
		スラグ	鉄分	集塵灰固化物
93,087.00	14,801.00	7,540.00	2,234.00	5,027.00

8 その他の事項

取組 1 災害廃棄物の適正処理の推進

北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき、災害発生時における処理の広域的な支援体制を確保します。

災害発生時には、本市地域防災計画及び業務継続計画【地震災害編】に基づき適正に処理を行います。

また、廃棄物処理法に基づく国の「基本方針」及び「大阪府災害廃棄物処理計画」の内容を踏まえ、災害廃棄物の円滑な処理体制を推進するため、発生量や処理可能量の推計を踏まえた処理手順の検討や素案の作成を行い、災害廃棄物処理計画の策定に向けた準備を進めます。

取組 2 市民・事業所・市等の連携

市民・事業所・市、NPO、再生業者、処理業者など多様な主体が、ごみの減量・再資源化の推進に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、協働・連携して取り組みます。

また、多様な主体がごみの減量に関する事項について審議する場として、廃棄物減量等推進審議会を開催します。

取組 3 水銀含有廃棄物への対応

水銀使用製品については、更なる回収量の増大を図るため、平成 30 年（2018

年) 10 月に拡大した回収拠点を活かし、ホームページや広報誌で積極的に周知・啓発し、資源化及び適正処理の推進を図ります。

今後も、引き続き国の方針に基づき適正に対応していきます。

取組 4 不法投棄対策の強化

本市条例に基づき、広報紙やチラシを通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。そのために、土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけ自己管理の強化を要請します。また、市職員によるパトロール等定期的な監視体制の整備を推進します。さらに、不法投棄が著しい場所に、注意、啓発を促す看板の設置を推進します。そして、市民、NPO等と連携した地域美化、清掃活動を推進します。

取組 5 適正処理困難物への対応

環境衛生センターでの処理が危険なもの・困難なもの及び廃棄物関係法令等により指定されているものについては、市では収集も処理も行いません。

これらの品目については、何が適正処理困難物であるかを明確にし、市で収集・処理を行っていないことを市民・事業者へ周知・徹底するとともに、適正な処理ルートの確保とその情報提供に努めます。

- ・ **危険なごみ、処理が困難なごみ**

LPガスボンベ、シンナー、塗料、廃油、花火、薬品、毒物、劇薬、ガソリン、オイル、土砂、ブロック、コンクリート、ピアノ、金庫、エレクトーン、バッテリー、ホイール付タイヤ、岩石、太さ 15 cm以上の木の根・幹等

- ・ **廃棄物関係法令等により指定されているもの**

家電リサイクル法対象 4 品目 (冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、感染性医療廃棄物 (注射器等)、消火器、パソコン

※ただし、パソコンについては拠点回収および宅配回収にて回収可能

生活排水処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画区域

茨木市全域

(2) 計画期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和 2 年（2020 年）3 月 31 日

(3) 生活排水処理の基本体系

令和元年度の茨木市の生活排水処理は次の体系を基本として行います。

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類の	処理主体
流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市・市民・事業者
単独処理浄化槽	し尿	市民・事業者
汲み取り	し尿	市
し尿前処理施設	し尿及び生活雑排水	市

2 平成 30 年度予定及び令和元年度計画

項目	平成 30 年度	令和元年度
生活排水処理率（％）	98.7	98.8
し尿処理量（kℓ/年）	3,111	2,823
浄化槽汚泥量（kℓ/年）	1,494	1,387

3 施策計画

(1) 生活排水処理施設の整備

取組 1 公共下水道の整備促進

上位計画である安威川流域下水道計画と淀川右岸流域下水道計画との整合を図りつつ、市街化調整区域及び生活排水未処理地域における整備を重点的に進めます。

取組 2 市町村設置型合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道区域以外の地域については、環境保全の観点から合併処理浄化

槽の設置・維持管理を市で行う市設置型の浄化槽整備推進事業を実施しています。平成30年度には2基の設置を予定しており、令和元年度は3基の設置を予定しています。

(2) 住民連携

取組1 家庭でできる発生源対策

市民、事業者が取り組める発生源対策について周知し、汚濁負荷を削減します。工場等にあっては、関連法に基づく公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進します。

取組2 水路・河川の清掃等

水路・河川等の美化活動をボランティア団体・企業等と市が協働し、環境美化活動に取り組みます。

○安威川クリーンキャンペーン

取組3 広報活動・啓発活動

広報紙及び啓発用のパンフレット、ホームページ等を活用し、生活排水処理の重要性や、公共下水道への接続促進及び合併処理浄化槽を適正に維持管理するための使用方法等についての情報提供を充実します。

また、家庭で出来る身近な雨水対策である雨水貯留タンクの設置促進に努めます。

取組4 環境学習

水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした学習会や、河川・水辺などにおける体験型のイベントの開催及び水路、河川清掃等を介して、意識の高揚を図ります。また、施設見学会・出前講座等といった環境保全や発生源における水質保全対策の大切さについて学習する機会を増やします。

○安威川クリーンキャンペーン、出前講座・環境フェアの開催

(3) その他

災害発生時の処理・処分

災害発生時においては、本市地域防災計画及び業務継続計画【地震災害編】に基づき適正に処理を行います。

4 し尿の収集・運搬

し尿は市直営方式で、浄化槽汚泥には、市が許可した収集業者に市民が直接、収集を依頼する方式で行います。

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理

茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）で希釈を行った後、公共下水道へ

投入します。

し尿前処理施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）
所 在 地	茨木市東野々宮町14-1
事 業 主 体	茨木市
処 理 能 力	43kℓ/日
処 理 方 式	し尿前処理施設（43kℓ/日）で処理、希釈し、下水道に投入
稼 動 開 始	平成17年（2005年）3月

6 し尿の最終処分

茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）の処理水は、公共下水道に投入します。